

令和5年3月9日

盛岡市議会議長様

紹介議員

豊木徹也

住所

岩手県盛岡市

氏名 政策立案有志市民会 安部茂樹



連絡先

盛岡市独自の薬害予防・評価・救済に関する自治立法の請願

請願 趣旨

医薬品特例承認制度により、mRNAワクチンに代表される、従来では流通しない、有効性の判断基準が甘くかつ長期安全性の国内治験を十分実施していない医薬品が流通している現在、多くの市民が予測不能な副反応に害される危険性が否定できない。

薬品の安全性よりも営業利益（株主利益含む）を優先した特例承認制度の運用に伴う健康被害への対応にあたって、全国一律に適用される法律で一元的に対応しては、盛岡市民が被りうる薬害を回避することが困難であるのは、厚生労働省が通常承認した医薬品ですら薬害発生を防げなかつた過去の薬害訴訟により示されている。

上記状況で、盛岡市内の医療サービス利用者の大多数は専門的医薬知識を有しない。さらに患者と言う力関係の弱い立場にあるからこそ医療サービス利用者として、医療サービス提供者から適切なインフォームド・コンセント（特に十分に情報開示していれば意思決定が覆る不利益事項についての事前説明と同意）を実施されないことに起因して、正確に認識していれば望まなかった医療サービスを受けることがないよう、安全で安心できる、持続可能な医療サービス及び信頼性の高い医療現場の実現を目的として盛岡市独自の自治立法（条例ないし規則の制定）を請願します。

請願 事項

特例承認薬を含む薬害の予防、評価、救済の観点から、法律よりも厳格な盛岡市独自の基準の確立によって、全国最高水準の、安全で安心できる医療サービス実現のために、以下の自治立法（条例ないし規則の制定）を請願します。

1 特例承認薬等薬害予防条例ないし規則

承認制度における利益相反者の完全排除及び公開、薬機法第66条の遵守及び市民への周知、違反者の公表・厳罰化、インフォームド・コンセントの厳格化等

2 特例承認薬等薬害アセスメント条例ないし規則

特例承認医薬に関して、第三者機関による定期的なアセスメントによって明らかになる有効性・有害性に応じた公的補助の適用変更規定の策定等

3 特例承認薬等薬害被害者救済条例ないし規則

投薬歴の永久保管の義務化（特に特例承認薬）、経済的救済制度の確立等

以上

請願第 2 号

